

令和 7 年 4 月 18 日

工事業者 各位

江戸川区総務部契約課長

**「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び
「令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」
の運用に係る特例措置について**

国は、令和 6 年度に実施した公共事業労務費調査及び設計業務委託等給与実態調査に基づき、「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）をそれぞれ決定・公表しました。

これを受け、東京都は、技能労働者や技術者の適切な賃金水準が確保されるよう、令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価を用いて予定価格を設定した工事においては受注者が新労務単価に基づく契約に変更するための協議を、旧技術者単価を用いて予定価格を設定した設計等委託においては受託者が新技術者単価に基づく契約に変更するための協議を、それぞれ発注者に請求することができる特例措置を定めました。

江戸川区も国、都に準じて、別紙のとおり新労務単価に係る特例措置を定め、実施することとします。

受注者及び受託者の皆様におかれましては、この取組みの趣旨を御理解いただき、技能労働者や技術者の適切な賃金水準の確保やそれによる処遇の改善により一層取り組んでいただくようお願いします。

【問い合わせ先】

江戸川区総務部契約課契約係
電話：03-5662-1005（直通）

第 1 措置の概要

第2の(1)及び(2)に該当する工事の受注者は、工事請負契約約款第49条の規定により、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、また、第2の(1)に該当する設計等委託の受託者は、設計委託契約約款第6条の規定により「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）に基づく契約を「令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、それぞれ区に対して請求することができる。

第 2 具体的な取扱い

- (1) 令和7年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの

次の方式により変更後の契約金額を算出する。ただし、変更協議が整う前に支払手が済んでいる場合は、この取扱いの対象外とする。

$$\text{変更後の契約金額} = P(\text{新}) \times k$$

この式において、 $P(\text{新})$ 及び k は、それぞれ次を表すものとする。

$P(\text{新})$: 新労務単価又は新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

- (2) 令和7年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないもの

「賃金等の変動に対する工事契約条項第20条第7項の運用について」の内容を準用する。

- (3) 令和7年2月28日以前に契約を締結した設計等委託
本措置の対象外とする。

第 3 請求期限

第2(1)による契約金額の変更協議の請求期限については、原則として契約を締結した日から2か月以内とする。

なお、協議の請求は別紙の様式1又は様式2により、担当主管課宛に行うこと。

(様式1)

年 月 日

江戸川区長 殿

受注者

印

工事請負契約の変更協議について

下記の請負契約について、工事請負契約約款第49条の規定により契約金額の変更の協議を請求します。

記

1 工事件名

2 工事場所

3 契約金額

4 契約日

年 月 日

5 工期

年 月 日 ~ 年 月 日

(様式 2)

年 月 日

江戸川区長 殿

受託者

印

設計等委託契約の変更協議について

下記の設計等委託について、設計委託契約約款第 6 条の規定により契約金額の変更の協議を請求します。

記

1 件名

2 委託場所

3 契約金額

4 契約日

年 月 日

5 工期

年 月 日 ~ 年 月 日